
西中島地区防災計画



西中島地域活動協議会

平成29年3月

作 成:西中島地域活動協議会

作成協力:淀川区役所

(一財)都市防災研究所

淀川区まちづくりセンター

イラスト:大阪学院大学 短期大学部 経営実務科

眞明珠実



まえがき

交通の利便性が良い西中島地域には多くの企業・事業所があり、約7,400名の地域住民に対して、約42,000名が勤務しています。また、多くの専門学校の学生が地域外から通学しています。

西中島地域では、平成22年に開催した地域防災図上訓練を皮切りに、西中島防災マップの作成や地域防災訓練を地域住民主体で実施してきました。

今後、発災の可能性が高い上町断層帯地震や南海トラフ地震による災害に対して、地域住民、企業・事業所、専門学校等が協調して迅速な対応がとれる様、平常時の準備及び災害発生時の対応に関する地区防災計画を策定することとしました。

なお、本計画策定にあたっては、西中島地域の住民及び企業の有志が参加するワーキングを設け、検討を行いました。ご協力をいただいた皆さまに深く感謝致します。

平成29年
西中島地域活動協議会 会長 三田 和夫

目 次

1. 西中島地区防災計画の基本理念	1
2. 地域で予想される被害	2
3. 直後にとるべき行動	3
4. 地域自主防災組織（西中島災害対策本部組織）	7
5. 避難所における共通ルール	10
6. 安否確認	11
7. 帰宅困難者対策	14
8. 避難行動要支援者の避難と福祉避難所	15
9. 自宅での備え	17
10. 非常持ち出し品チェックリスト	18
11. 我が家の防災メモ	19
12. 安否確認カード・緊急連絡カード	20

1.西中島地区防災計画の基本理念

□普段の生活に根差した減災まちづくり

西中島地区防災計画を活用し、減災への取組みなどの啓発活動や地域防災の担い手と地域福祉の担い手との協力関係づくりなどを行うことで、普段の生活に根差した減災まちづくりを進める。

□様々な地域の人材・資源を活かした地域の防災活動

地域には様々な資源を持つ企業・事業所、専門学校があることから、防災訓練等において地域の人材・組織の協力を得て、地域の防災活動を進める。

□減災まちづくりによる、次世代の人材の育成

担い手の高齢化が進みつつあることから、子育て世代等の参加を目指し、西中島小学校 PTA 等への協力も得て、地域の防災を担う次世代の人材を育成する。

『普段の生活に根差した減災まちづくり』、『様々な地域の人材・資源を活かした地域の防災活動』、『減災まちづくりによる、次世代の人材の育成』を基本的な視点として、西中島地区防災計画の見直しと改善を継続的に行い、住民と企業・事業所が協力して、減災まちづくりに取り組むことを、西中島地区防災計画の基本理念とします。

2. 地域で予想される被害

2-1. 地域の現状

(1) 淀川沿いの低湿地から市街地形成

淀川区西中島地域では、度重なる水害を契機に 1898～1910 年に淀川開削が行われ、河川区域に入ることになった川口村の集落が西中島へと移りました。その後、1921 年に北大阪電気鉄道（現在 阪急京都線南方駅）が整備され、農地の市街化が始まりました。1925 年大阪市に編入され、西中島土地区画整理事業や新大阪駅周辺土地区画整理事業によって、道路等の都市基盤整備がされ、現在に至ります。市街地の形成経緯や特徴を踏まえると、地震災害だけでなく水害（津波災害など）にも注意が必要です。

(2) 昼間人口が夜間人口の約 6 倍

西中島 5 丁目を中心に、業務・商業機能が集積しており、区内でも昼間人口が卓越して大きく、夜間人口の約 6 倍となっています。また、マンション等集合住宅に居住する住民の比率が高く、高齢化率は淀川区平均よりも低くなっています。地域の住民だけでなく、企業・事業所にも防災対策の担い手になっていただくことが、必要な地域となっています。

(3) 発災時には帰宅困難者が街へ

地域内には新大阪駅、西中島南方駅、南方駅があり、大地震などの大規模災害時には、鉄道等の交通機関がストップし道路の通行不能により、帰ることができない「帰宅困難者」が多数発生することが想定されています。このため、駅周辺の地域協力組織を立ち上げ、地域及び企業・事業所による防災訓練の実施や、その対応計画づくりを進めることとなっています。淀川区新大阪駅周辺地域においてもこうした帰宅困難者対策の取り組みが開始されています。

2-2. 西中島地域での予想される被害

(1) 上町断層帯地震（大阪市危機管理室データ）

上町断層帯地震による被害は、木造が全壊 342 棟、半壊 127 棟、非木造が全壊 93 棟、半壊 133 棟となっており、夕方に地震が発生した場合、死者数は 44 人、負傷者数 195 人、避難者数は 1,085 人に達すると、想定されています。

(2) 南海トラフ地震

海溝型地震である南海トラフ地震は、東日本大震災と同様、津波災害を発生させることが想定されています。地震発生から 2 時間弱で津波が到来し、地域によっては最大 2m 浸水することが想定されます。

3. 直後にとるべき行動

3-1. 地震発生時における行動について

(1) 緊急地震速報について

淀川区では、市内に震度5弱以上の地震発生が予測される場合、防災行政用無線を通じて緊急地震速報が流れます。緊急地震速報は、地震発生直後の地震波を観測し、大きな揺れが到達する前に知らせる予報・警報のことです。緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまで最大でも数十秒しかありません。(緊急地震速報が間に合わない場合もあります)

(2) 地震発生後にとるべき行動

□地震発生直後



○あわてず、落ち着いて自分の身を守ります。

○高い家具や大きな電化製品など、転倒の危険があるものから離れます。

□地震発生 1～2 分（揺れがおさまるまで）



○家族の安全を確認します。

○揺れが収まったら、火の元を確認します。

○ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切ります。

○ドアや窓を開けて出口を確保します。

○非常持出品を準備します。

○二次災害の恐れがある場合は速やかに避難します。

□揺れがおさまった時



○大声で知らせ、近所の人同士で協力します。

○避難行動要支援者などへの積極的な声かけ、安否確認をします。

○出火防止の声かけを行います。

○火災が発生していたら消火活動を行います。

○要救助者の救出・救護活動を行います。



□地震発生 4～5 分



○ラジオなどで情報を確認します。

○間違った情報などに惑わされないように、正確に地域内の被災情報を収集します。

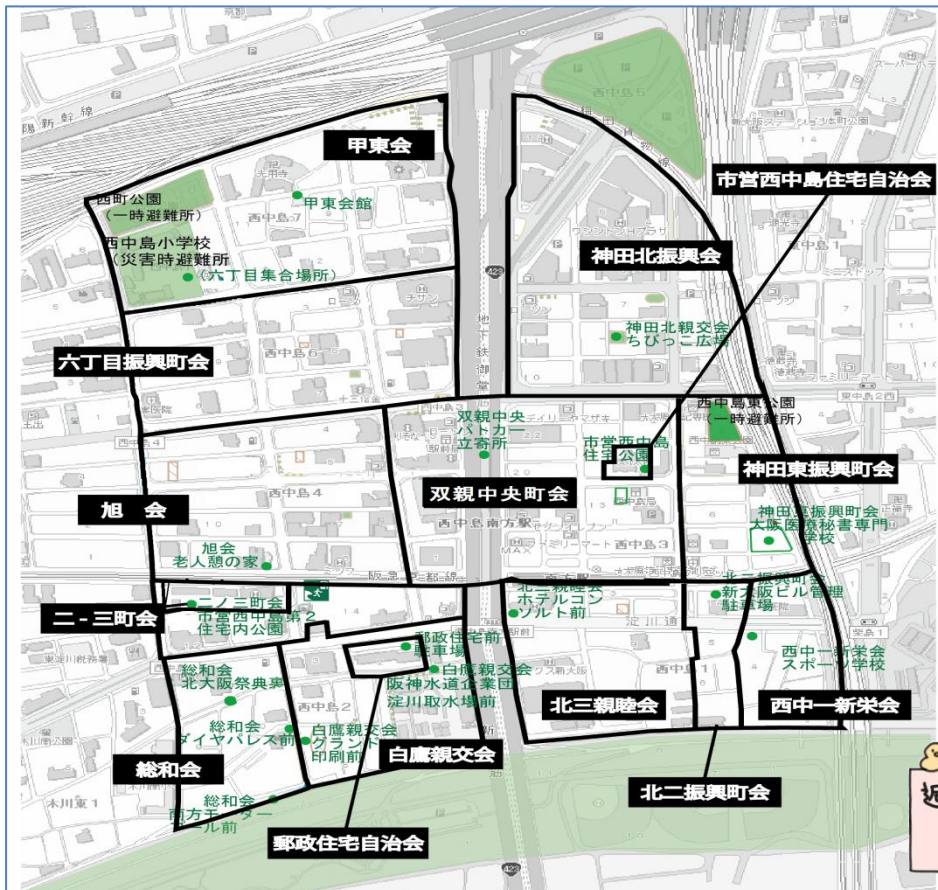
○まずは近隣や身近な地域で、消火や救出活動を行うとともに、町会ごとの集合場所（一時避難場所）に集まり、必要な情報を収集します。

○町会の集合場所では、安否確認や救護の手配、避難所や隣接の町会との連絡などを行ない、避難所への避難を判断します。

町会毎の集合場所（一時避難場所）

町会名	集合場所（一時避難場所）
西中一新栄会	スポーツ学校
北二振興町会	新大阪ビル管理駐車場
北三親睦会	ホテルコンサルト前
白鷹親交会	グランド印刷前 阪神水道企業団淀川取水場前
総和会	ダイヤパレス前 南方モータープール前 北大阪祭典裏
二一三町会	市営西中島第2住宅内公園
郵政住宅自治会	郵政住宅前駐車場
神田東振興町会	大阪医療秘書専門学校
双親中央町会	西中島南方駅北口パトカー立寄所
市営西中島住宅自治会	市営西中島住宅公園
旭会	老人憩の家
神田北親交会	ちびっこ広場
六丁目振興町会	西中島小学校すべり台付近
甲東会	甲東会館

町会毎の一時避難場所、災害時避難所などの位置



3-2. 南海トラフ地震などによる津波発生時の行動について

(1) 大津波警報などが発表されたときの行動

南海トラフ地震などによる津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分以内を目標に大津波警報、津波警報、津波注意報が気象庁から発表されます。大阪市にこうした警報・注意報が発表された場合、大阪市より防災行政用無線を通じて放送が流れます。津波警報が発表された場合には、お住まいが津波から安全であるかどうかを確認の上、安全を第一に考えご近所同士で声をかけあって、避難行動を始めましょう。

(2) 津波避難ビル

身近な場所に津波避難ビルが指定されていますので、防災マップを確認し、普段からどこに避難すれば良いかをイメージしておきましょう。



津波避難ビルには、左記のようなマークが貼ってあります。これを目安に避難しましょう。

3-3. 企業・事業所（昼間働いている方）の発災時の対応について

企業・事業所の災害時対応は、規模や業務・職種によって異なります。自衛消防隊を有する大きな企業・事業所などは、普段の活動を踏まえ、発災時の対応をとることが必要とされ、従業員は、方針に基づいて情報収集や待機または避難行動などを行うこととなります。

業務継続計画(BCP)が、所属の企業・事業所にない場合は、事前に企業・事業所内で発生時の対応について話しあい、発生時に守るべきルールを定めておくことも大切です。

(1) 業務継続計画（BCP）に基づく対応

「自助」及び「共助」を基本として、企業・事業所は、自らの事業活動に関して、発災時の被害を抑制し、事業の継続可能性を高めるため、企業・事業所単位で業務継続計画（BCP）を策定することが求められます。

この計画の中では、主に、以下4点の計画を作成することとなります。

- ①企業・事業所の防災組織
- ②従業員・顧客の安全確保
- ③企業・事業所財産の保護と火災の防災
- ④事業の早期再開

(2) 企業・事業所が地域のためにできる活動

周辺地域の安全と安心が確保されることによって、企業・事業所の事業活動の継続が可能となります。社会貢献という観点だけでなく、業務継続可能性を高めるという観点からも、企業・事業所が地域の防災活動に参加する効果が期待できます。

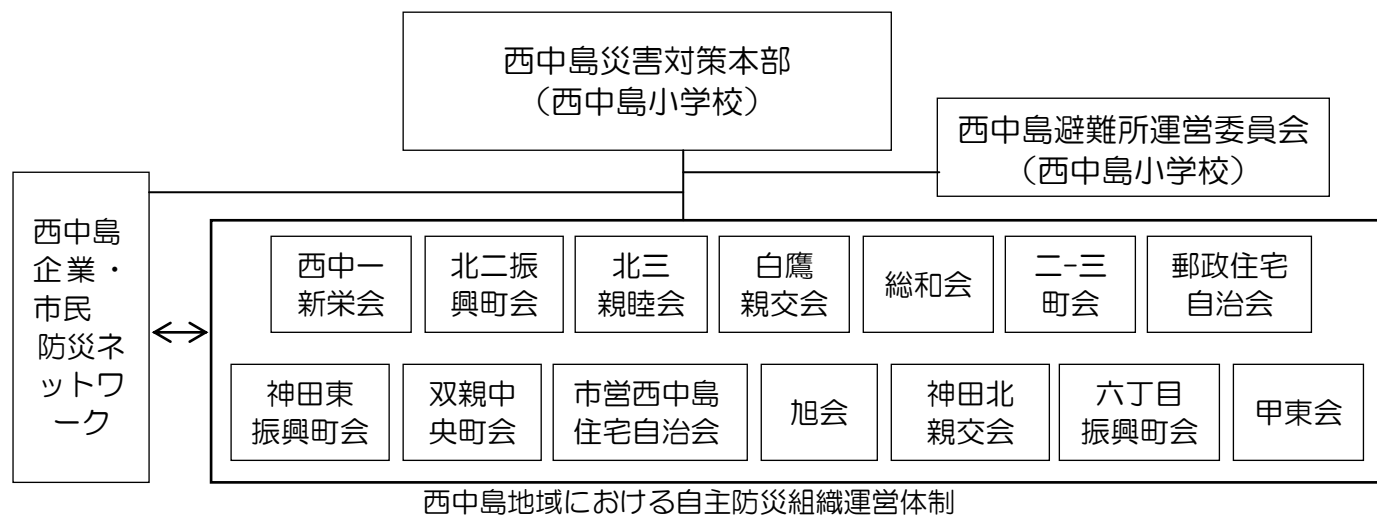
西中島地域では、西中島地域活動協議会を中心に企業・事業所も参加できる自主防災組織『西中島企業・市民防災ネットワーク』（P9 参照）の立ち上げと活動を進めることとしています。こうしたネットワークを通じて、その特性に応じた防災活動を行うことも考えられます。



4. 地域自主防災組織（西中島災害対策本部組織）

4-1. 西中島地域における自主防災組織運営の要領

大規模災害発生に対しては、以下のような自主防災対策を組み、住民と企業・事業所が連携し、自助・共助・公助の役割分担に基づき、大規模災害への対応を行います。



4-2. 西中島災害対策本部組織（以下、災害対策本部と略す）

本部役員は、災害発生後直ちに西中島小学校へ集合し、災害対策本部を設置します。

西中島災害対策本部組織	
本部長	西中島地域の安全と安心を最優先として全体の総括・指揮を行う
副本部長 (2名)	本部長を補佐（区対策本部・消防署・警察との連絡、マスコミ対応）するとともに、本部長不在の際は、本部長に代わり全体の指揮をとる
情報連絡隊長	総務隊及び各町会本部の伝令班長と連携して、各町会本部の情報連絡と集約・記録を行う
総務隊長	避難者受付・名簿管理・安否確認、本部部員の防災対応活動の企画・運営・管理を行う。また、その他の隊に属しない事項を扱う
防犯隊長	西中島企業・市民防災ネットワークと協力して、地域の不審者見回り、警備、避難行動要支援者への対応を行う
消火隊長	各町会本部の消火班と協力し、西中島地域内の火災発生・家屋の倒壊状況などの被災状況を把握し、消火活動を行う
救出隊長	防災備蓄資機材の管理を行うとともに、各町会本部の安否確認班と協力し、マンションや家屋の損壊により閉じ込められた住民の救出を行う

4-3. 西中島避難所運営委員会（以下、避難所委員会と略す）

避難所委員会の委員は、災害発生後直ちに西中島小学校体育館へ集合し、避難所運営委員会を設置します。ただし、南海トラフ地震などによる津波発生や大規模水害の発生の恐れがある場合は、災害対策本部と連携し、避難所開設に向けた参集の時間を別途設定します。

西中島避難所運営委員会		
委員長	西中島避難所の運営総括と指揮を行う	
副委員長 (2名)	委員長を補佐（区対策本部・消防署・警察との連絡、マスコミ対応）するとともに、委員長不在の際は、委員長に代わり全体の指揮をとる。	
管理 総務 部	部長	避難者に対して受付を行うとともに、その名簿管理、安否確認、そして情報収集・提供を行う。また、給食室、居室等の配置、入居者の指定と誘導、施設管理・入居者情報（健康状況・要支援も含む）を収集し、委員長に報告する
	副部長 (3名)	避難所運営に関する以下の事項について、他部の防災対応活動と連携しつつ部長を補佐する ○情報・連絡・○食糧・物資・○救護・衛生
食糧 部	部長	避難者に対して、炊き出し、飲料の提供、配給、食材等の衛生管理を行う
	副部長	部長を補佐するとともに、部長不在の際は、部長の代行を行う
救護 部	部長	医療従事者と協力し、救護所の開設、けが人・病人の救護措置への協力、避難行動要支援者に対して介護支援を行う
	副部長	部長を補佐するとともに、部長不在の際は、部長の代行を行う
衛生 部	部長	避難所内のトイレ（汚物処理）、ごみ、ペットコーナーなどの衛生管理を行う
	副部長	部長を補佐するとともに、部長不在の際は、部長の代行を行う
物 資 部	部長	救援物資・調達物資の集約及び避難者への配給を行う
	副部長	部長を補佐するとともに、部長不在の際は、部長の代行を行う

4-4. 各町会本部の防災組織

各町会役員は、災害発生後直ちに指定の集合場所へ集合し、本部体制を立ちあげます。

各町会本部の防災組織	
本部長	各町会地域の安全と安心を最優先として全体の総括・指揮を行う
副本部長	本部長を補佐するとともに、本部長不在の際は、本部長に代わり全体の指揮をとる
安否確認班長	町会員の戸別安否確認、要救出者把握を行い、その結果を伝令班長の協力を得て、災害対策本部総務隊長及び避難所委員会管理総務部副部長（情報・連絡担当）に報告をする
消火班長	防火水槽、消火器などを活用し、火災の初期消火を行う。また、火災の発生状況を、伝令班長の協力を得て、災害対策本部消火隊長に報告する
救命班長	町会の備蓄資機材を活用し、マンション・家屋における閉じこめなどの救出・救助を行う。また、マンション・家屋における閉じこめなどの被災発生状況について、伝令班長の協力を得て、災害対策本部救出隊長に報告する
伝令班長	災害対策本部情報連絡隊長と協力し、町会の被災状況や支援の必要な資機材等の情報連絡と情報入手を行い、本部長に報告する
誘導班長	発災時の町会の集合場所への誘導、町会員の点呼、そこから災害避難場所（西中島小学校）への安全な誘導を行う。また、伝令班長と協力し、避難誘導状況を避難所委員会管理総務部副部長（情報・連絡担当）に報告する
訓練実行委員	防災訓練実行委員会に参加する町会員

4-5. 西中島企業・市民防災ネットワーク

西中島地域活動協議会と、西中島地域内の企業・事業所、市民が協力して、発災時の防災対応活動を行う組織（西中島企業・市民防災ネットワーク）を立ち上げます。

業種や規模によって発災対応能力が多様な企業・事業所は、その特性を活かして平常時は様々な地域活動へ参加し、地域の防災活動に実態や情報を共有する取り組みを行います。可能な範囲で防災訓練に参加いただき、平常時の協力関係づくりから活動をスタートさせます。

最終的には、災害対策本部や避難所運営委員会の運営体制強化を図ります。

また、普段町会活動に参加していない一般の住民が参加できる、個人参加の枠組みも設けます。

活動内容としては、以下の3点を想定します。防災活動ではあっても、楽しくなくては、こうした活動は困難なので、その点にも配慮した活動を行います。

- ①防災対応力を高める『学習会』
- ②西中島地域と企業・事業所が持ち寄り、合同で行う『防災訓練』
- ③その他（西中島地域活動協議会と企業・事業所の交流会など）

